

## 神戸市立本庄中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立本庄中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校では、次の「いじめ防止のための基本的な姿勢」に重点を置いて継続的に取組を進めます。

## 「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- いじめの未然防止に努めます。
  - ・生徒、教職員の人権感覚を高めます。
  - ・生徒同士、生徒と教員など、校内における温かな人間関係を築きます。
  - ・安心して学習その他の活動に取り組むことができるいじめのない環境づくりに努めます。
- いじめを早期に発見し、適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行い、いじめの早期解決に努めます。
- いじめの問題について保護者・地域、関係機関等との連携を深めます。

## 1. 「いじめ」とは

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法・第2条

いじめの具体例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- わざと軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
- お金や物をたかられる
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等でネットに悪口を書かれたり、写真や動画を無断でアップされたりする

## 2. 教職員の姿勢

- ・ 生徒一人ひとりが自分の居場所を感じられる学級づくりに努め、生徒との信頼関係を深めます。
- ・ 生徒一人ひとりの変化や思いに敏感に気づくことができるよう感性を磨きます。
- ・ 生徒に思いやりの心や命の大切さを実感させるよう、道徳教育や学級指導の充実を図ります。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を常に生徒に示します。
- ・ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を大切にします。
- ・ 研修等を通じていじめに対する理解を深め、常に自己の言動を振り返りながら、人権感覚を高めるよう努めます。
- ・ いじめに限らず、様々な問題や情報について報告の責任を果たすと共に、他の教員と協力して解決するよう努めます。

## 3. 校内体制 『本庄中学校いじめ問題対策委員会』を設置します。

### (1) 委員会の構成

この会は、校長・教頭・学年総務・生徒指導担当・養護教員・スクールカウンセラー等で構成します。

### (2) 委員会の役割

- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや個別の相談内容の把握、いじめ問題解決のための取組、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発に関すること等についての協議、実施。
- ・ 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善について協議、実施。

## 4. いじめの未然防止

### (1) 生徒へのはたらきかけ

- ・ 生徒一人ひとりが認められ、お互いを尊重し合い、学級の一員としての自覚がもてるような学級づくりを行います。
- ・ 授業を通じて、学習への関心・意欲を高め、基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感をもたせる取組を進めます。
- ・ 道徳の授業をはじめとするすべての教育活動を通じて、思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるという命の大切さを尊重する心を育む取組を進めます。
- ・ 学級での話し合い活動を通じて、生徒たちの自主性・自律性を高める取組に力を注ぎます。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を高めるよう指導します。
- ・ 見て見ぬふりをするのはいじめを認めることであり、いじめを知ったときは先生や友達に知らせたり、相談したりするなどいじめをやめさせるための行動がとれるよう指導します。

## (2) 学校全体として

- すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成に努めます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教員を中心に、悩みをもつ生徒への教育相談体制の充実を図り、生徒の心のケアにあたります。
- 生徒、保護者に「いじめ・体罰ホットライン」など、学校外の相談窓口について学校だよりや校内の掲示等で周知を図ります。
- 職員研修において「いじめの問題」を必須のテーマに位置づけ、教職員の理解を深めると共に、教員のいじめ問題に関する資質能力の向上を図ります。
- 毎学期の教育相談週間の道徳でいじめについての道徳授業を実施し、未然防止に努めます。

## 5. いじめの早期発見

- 定期的にいじめに関するアンケートを実施し、実態把握に努めます。また、生徒一人ひとりを対象にした教育相談を毎学期実施します。これらの情報は教職員全体で共有し、それらをもとに生徒の変化をきめ細かく観察することでいじめの早期発見に努めます。
- 日々の生活ノートを活用し、生徒が悩みや不安について安心して打ち明けられる関係づくりに努めます。
- 教室や廊下など生徒の傍には教員がいる体制づくりに努め、生徒の様子を見守ります。
- 気になる生徒については些細な事柄でも教員間で情報の共有を図ります。
- 保護者からの相談に親身になって耳を傾け、生徒本人の気持ちを十分に汲んだうえで協力して解決するように努めます。

## 6. いじめへの対応

- 生徒、保護者からのいじめの訴えに対しては、その悩みや苦しみを真摯に受け止め、生徒をいじめから守り、支えていく姿勢を明確に伝えます。
- いじめの相談や報告はすぐに管理職へ報告します。また、学校全体で情報の共有を図ります。
- 組織的な体制のもとで、人権に配慮して慎重かつ迅速な事実関係の把握に努めます。
- 把握した事実関係は正確に保護者に伝え、学校・家庭が協力して解決に努めます。
- いじめた生徒には、いじめられた生徒の気持ちや自らの行為についてしっかりと考えさせ、いじめは二度と繰り返さないという決意と態度がもてるよう指導します。
- 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導や保護者への支援を継続的に行います。
- 状況に応じて、教育委員会、所轄警察署、少年サポートセンター、子ども家庭センター等と連携して対処します。

- ・これらの指導について、教育委員会へ報告します。

## 7. いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

### ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

- ・学校は、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向け導いていきます。

## 8. 特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍する生徒や通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する、いじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮します。
- ・日ごろから、道徳や特別活動・行事等を通じて、個々の生徒の違いを認め合い、尊重する心と態度を育むための人権教育の充実に努めます。

## 9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・インターネットやソーシャルメディアのもつ危険性について、専門家や関係機関等による生徒への啓発や指導を継続的に行います。
- ・パソコンやスマートフォン等を利用する際のマナーやルールづくり等について、最新の情報を提供し、保護者への協力を依頼します。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを把握したときは、本人・保護者の協力のもと、書込みや画像の削除等の迅速な対応をとると共に、事案によっては警察や法務局等の関係機関とも連携して対応します。

## 10. 保護者・地域との連携

- ・校区内小学校や保護者・地域と連携し、いじめ等をテーマとした話合いを通じて、学校・地域からいじめをなくす取組を進めます。
- ・ふれあい懇話会などでインターネットやソーシャルメディアの危険性についての研修を行い、PTAや地域への啓発に努めます。

## 11. 関係機関との連携

- ・いじめに限らず犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携して対応します。

- ・ いじめ問題への対応においては、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を進めます。

## 12. 重大事態への対応

- ・ いじめにより生徒の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがあるなどの重大事態が発生したときは、すぐに教育委員会を通じて神戸市長へ報告します。
- ・ 教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断し、学校もしくは教育委員会が主体となって調査委員会を組織します。その際、第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。
- ・ 事態を真摯に受け止め、事実関係を正確に把握して速やかに調査委員会へ報告します。
- ・ 学校の説明責任を果たすよう、いじめを受けた生徒・保護者には真摯に情報の提供を行います。

## 13. その他

- ・ 学校の取組については、生徒・保護者・学校評議員・教職員による評価等を行い、次年度への改善に生かします。また、これらの学校評価結果は学校だよりやHP等で公表します。
- ・ この基本方針は、本庄中学校いじめ問題対策委員会において今後も継続して点検・見直しを行い、適切に改定を図ります。

令和2年4月1日改訂